

# 令和元年度 基本評価調書

施策名	人権が尊重される社会の実現	所管部局	環境生活部	作成責任者	環境生活部長 築地原 康志	施策コード	03 — 08
		照会先	道民生活課 安全安心グループ 24-178	関係課	道民生活課		

## Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)

### 【総合計画等の位置づけ】

政策体系	大項目(分野)		中項目(政策の柱)		小項目(政策の方向性)		総合計画の指標
	1	生活・安心	(5)	道民生活の安全の確保と安心の向上	C	人々が互いに尊重しあう社会づくり	人権侵犯事件数
北海道創生総合戦略			北海道強靱化計画		知事公約		
特定分野別計画等	北海道人権施策推進基本方針						

### 1 目標等の設定

現状と課題	<p>・女性に対する暴行や子どもへの虐待をはじめ、近年はインターネットを利用した人権侵害が増加しているなど、人権問題を取り巻く状況は複雑・多様化してきていることから、今日的な課題を踏まえ基本的な人権の尊重についての正しい理解と人権意識の普及・高揚のための取組を推進する必要がある。</p> <p>・検挙者の48.7%(H28)を再犯者が占める状況から、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成29年12月には、法に基づく「再犯防止推進計画」が策定された。</p> <p>法や計画で地方公共団体の「地方再犯防止推進計画」の策定を求められていることから、国の「地域再犯防止推進モデル事業」を活用し、再犯防止対策の検討を行う必要がある。</p>	施策目標	<p>・道民一人ひとりが多様な個性や価値観の違いを認め、互いの個性や人格を尊重し合い、人権について正しい理解を持ち行動できるよう、家庭や地域、職場などあらゆる場を通じて、人権に関する教育や啓発などを進め、人権侵害がない、真に人権が尊重される社会の実現を目指す。</p> <p>・犯罪をした者等の円滑な社会復帰を図ることにより再犯を防止し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。</p>
-------	---	------	--

施策の推進体制(役割・取組等)	政策体系	役割等	政策体系	役割等	施策の予算額	
	1(5)C	【人権に関する啓発等】 〔国〕 ・人権啓発活動地方委託事業を道に委託 ・人権啓発活動ネットワーク協議会を主催し、地方公共団体などと連携した人権啓発を実施 ・人権擁護委員を各市町村に配置し、人権相談を受けたり、人権の考え方を普及 〔道〕 ・人権施策推進基本方針に基づき、あらゆる場を通じ、効果的な人権教育・啓発を推進 ・人権啓発活動地方委託事業を国から受託し、啓発事業を実施するほか、市町村に再委託 ・人権啓発活動ネットワーク協議会に参画し、国や市町村などと連携した人権啓発を実施 〔市町村〕 ・人権啓発活動地方委託事業を道から受託し、啓発事業を実施 ・人権啓発活動ネットワーク協議会に参画し、国や道などと連携した人権啓発を実施	1(5)C	【再犯防止施策の推進】 〔国〕 ・地域再犯防止推進モデル事業を道に委託(H30～R2) ・モデル事業を活用し道が開催した「北海道再犯防止推進会議」に、高等検察庁、矯正管区、地方更生保護委員会などの刑事司法関係機関や北海道労働局が参画。 〔道〕 ・国のモデル事業を活用し、国の関係機関、関係市、更生保護関係団体などの連携を図るための「北海道再犯防止推進会議」を開催 ・モデル事業において、住民の意識啓発や、市町村の取組を促進する取組、犯罪をした者の更生を支える保護司への側面支援など実施する。	H29	25,300
H30					33,535	
R1					33,237	

今年度の取組	政策体系	今年度の取組	政策体系	今年度の取組
	1(5)C	<p>【人権尊重の理念の理解を深めるための啓発活動】</p> <p>◎国の人権啓発活動地方委託事業等を活用しながら、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、ハンセン病、アイヌの人たち、性的マイノリティなど、あらゆる分野や地域で人権尊重の理解を深めるため、スポーツ組織と連携協力するなど様々な啓発を実施</p> <p>◎市町村への委託事業(人権啓発物品の配布事業など)</p> <p>【人権啓発活動の現状や取組状況等の情報共有】</p> <p>○庁内連携会議(北海道人権施策推進本部幹事会)の開催</p>	1(5)C	<p>【再犯防止に係る取組】</p> <p>○関係機関・団体との連携による「社会を明るくする運動」(主唱・法務省)の推進、啓発パネル展の実施等</p> <p>○国のモデル事業を活用し、国の関係機関、関係市、更生保護関係団体などの連携を図る「北海道再犯防止推進会議」を開催</p> <p>○モデル事業を活用し、住民の意識啓発や、市町村の取組を促進する取組、犯罪をした者の更生を支える保護司への側面支援などを実施</p>

## 前年度付加意見への対応状況(平成31年3月末時点)

### <意見区分： 施策目標の達成状況・事務事業の有効性>

	事務事業整理番号	事務事業名	前年度付加意見	各部局の対応(平成31年3月末時点)
施策 事務事業				

### <事務事業評価 意見区分： 前年度評価結果への対応など>

	事務事業整理番号	事務事業名	前年度付加意見	各部局の対応(平成31年3月末時点)
事務事業				

**Do & Check 施策評価**

**1-2 取組の結果**

**(1) 取組の実績と成果**

政策体系	実績と成果等	関連する計画等			備考
		北海道 創生総合戦 略	北海道 強靱化計画	知事公約	
1(5)C	道民の人権意識の醸成と高揚及び人権施策の効果的な推進を図るため、平成31年2月に、北海道人権施策推進本部幹事会を開催。翌年度の人権啓発活動地方委託事業計画や人権施策関連事業等を議題とし、庁内関係部と協議を行った。				
1(5)C	令和元年7月の1ヶ月間は、「社会を明るくする運動」の推進期間(毎年7月の1ヶ月間)であり、北海道地方更生保護委員会等と連携し運動を展開しており、道庁1F交流広場で、啓発パネル展や保護司等の参加を得て内閣総理大臣メッセージ伝達式を実施し、犯罪や非行のない地域社会づくりのための参加について道民にわかりやすく啓発した。				
1(5)C	国、市町村と連携し、北海道全域への人権尊重意識の普及に効果的な、各人権課題分野における様々な事業を人権啓発活動ネットワーク協議会と連携し、道、市町村において実施した。 ○女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、ハンセン病、アイヌの人たち等の分野に係る、スポーツ組織と連携した人権啓発等(H30:延べ23事業実施、R1:延べ24事業予定) ○市町村への委託事業(H30:16市町村で、人権の花運動、人権啓発講演会、人権啓発読書運動、人権啓発懸垂幕設置、人権啓発物品の配布事業など延べ61事業実施、R1:16市町村で延べ62事業予定)				
1(5)C	○地域における再犯防止対策に係る現状や課題を国、関係市、更生保護関係団体などと共有を図り、安全で安心な社会づくりに向けた取り組みを進めるため、令和元年8月に「北海道再犯防止推進会議」を開催した。 ○ラジオ番組等を活用した道民向けの啓発活動、市町村の実態調査、保護司と就労支援関係者との意見交換会の開催など、国のモデル事業を活用して再犯防止に向けた取組を実施する。				

**(2) その他の取組の成果等**

国等要望・提案状況	施策に関する道民ニーズ	<p>様々な人権啓発活動地方委託事業を実施しており、例えば、平成30年11月7日開催の「インターネット上の有害情報から青少年を守る道民フォーラム」事業でアンケート調査を実施し、インターネットの安全・安心な利用についての意識の向上やネットによるいじめ、犯罪等から子ども達を守ることに理解や関心、人権意識の向上があったと回答した割合は、96.0%、今後もこうしたフォーラムを道で開催すべきとの回答は91%となっており、令和元年度も開催予定としている。</p> <p>平成30年10月24日開催の「高齢者の権利擁護を考える集い」事業でアンケート調査を実施し、理解が深まったと99.4%が回答、97.6%が内容に満足している。今後もこうした人権問題に関するイベントを道が行うべきとの回答は99.4%となっており、令和元年度も開催予定としている。</p>
-----------	-------------	--

# 令和元年度 基本評価調書

施策名	人権が尊重される社会の実現	施策コード	03 - 08
-----	---------------	-------	---------

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)	Do & Check 施策評価
--------------------------------	-----------------

## 2 連携の状況

## 2-2 連携の取組状況

### (1) 施策間・部局間の連携

### (1) 施策間・部局間の連携

政策体系	連携内容	連携先		取組の実績と成果
		施策コード	関係部・関係課	
1(5)C	庁内連携会議(北海道人権施策推進本部幹事会)にアイヌ政策推進局をはじめ関係部・課も参画し、人権に関する施策の効果的な推進について協議するとともに、人権啓発活動地方委託事業の道直営事業の中で参画機関がそれぞれの人権施策事業を盛り込んでいる。	0309	環境生活部総務課、アイヌ政策推進局 アイヌ政策課	平成31年2月に北海道人権施策推進本部幹事会を開催し、翌年度の人権啓発活動地方委託事業計画や人権施策関連事業等を議題とし、道民の人権意識の醸成と高揚及び人権施策の効果的な推進を図るため、庁内関係部と協議し、各関係部が実施する道の人権啓発活動地方委託事業等への反映と事業の円滑な実施に向けての構えが整った。
		-	総務部総務課	
		-	総合政策部総務課、国際局国際課	
		-	保健福祉部総務課、健康安全局地域保健課、福祉局障がい者保健福祉課、福祉局地域福祉課、高齢者支援局高齢者保健福祉課、子ども未来推進局子ども子育て支援課	(人権啓発活動地方委託事業)国からの委託事業予算を活用し、庁内各課と連携し、様々な人権課題に対応する啓発活動を実施した。(男女平等参画推進のための啓発事業、青少年の人権尊重啓発事業、子どもの権利擁護事業、児童生徒いじめ等防止対策事業、豊かな心を育む啓発事業、高齢者虐待防止対策事業、障がい者権利擁護促進事業、国際理解のための人材育成事業、アイヌの人たちに関する啓発事業、高校生等労働教育啓発事業、犯罪被害者等に関する啓発事業、スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動など庁内のみならず、国、市町村とも連携しながら開催案内による行事への参加や、合同での啓発活動など実施し、人権啓発の推進が図られた。)(事業の担当者連絡会議を平成30年9月に開催し、情報共有の進展が図られた。)
		-	経済部企画局経済企画課	
		-	農政部農政課	
		-	水産林務部総務課	
		-	建設部建設政策局建設政策課	
		-	教育庁総務政策局教育政策課、学校教育局義務教育課、学校教育局生徒指導・学校安全課、生涯学習推進局生涯学習課	
-	道警本部警務部警務課			

(2) 地域・民間との連携・協働

2-2 (2) 地域・民間との連携・協働

連携内容	連携先	取組の実績と成果
<p>人権啓発活動を総合かつ効果的に推進するため、各法務局毎に設置されている人権啓発ネットワーク協議会の構成メンバーとして、関係市町村、関係機関等と人権啓発活動地方委託事業の情報交換、調整を行うなど連携を図っている。</p>	<p>札幌法務局、旭川地方法務局、函館地方法務局、釧路地方法務局 人権擁護委員連合会 関係市町村</p>	<p>各法務局毎に設置されている人権ネットワーク協議会(5月～9月)に出席し、人権啓発活動地方委託事業の情報交換等を行うなど、各法務局や関係市町村と連携を図りながら事業を実施した。○女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、アイヌの人たち等の分野に係る、スポーツ組織と連携した人権啓発等(H30:延べ23事業実施、R1:延べ24事業予定)○市町村への委託事業(H30:16市町村で、人権の花運動、人権啓発講演会、人権啓発読書運動、人権啓発懸垂幕設置、人権啓発物品の配布事業など延べ61事業実施、R1:16市町村で延べ62事業予定)</p>
<p>再犯防止施策の効果的な推進のため、各保護観察所単位で「北海道再犯防止推進会議 地域会議」を開催し、関係市、更生保護団体等と連携を図っている。</p>	<p>各地方検察庁、各保護観察所、矯正施設、関係公共職業安定所 各地方保護司連盟、更生保護女性連盟、協力雇用主会、更生保護法人、地域生活定着支援センター等 関係市</p>	<p>国の刑事司法関係機関や関係団体、市町村などの参画を得て「北海道再犯防止推進会議(10、3月)」及び「地域会議」(12～3月)を実施し、参画機関・団体の再犯防止に係る取組についての情報共有及び道内の実態調査や、国の委託事業により道が実施する再犯防止委託事業の内容等について協議を行った。</p>

# 令和元年度 基本評価調書

施策名	人権が尊重される社会の実現	施策コード	03 - 08
-----	---------------	-------	---------

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)	Do & Check 施策評価
--------------------------------	-----------------

3 成果指標の設定	(H:平成、R:令和、大文字は年度、小文字は暦年) 3-2 成果指標の達成度合
-----------	---

主①	指標名	目標の基準		今年度の目標		最終目標		達成度合	A	評価年度	h30	達成度合の分析 ほか
		基準年度	H26	年度	R1	最終年度	R6					
人権侵犯事件数(人口10万人あたりの全国平均値比較(暦年))	基準年度	H26	年度	R1	最終年度	R6	達成度合	A	評価年度	h30	達成度合の分析 ほか	
	基準値	117.8 <small>(実績値19.9件)</small>	目標値	100	最終目標値	100	年度	h30	r1	進捗率	基本的人権の尊重についての正しい理解と人権意識の普及・高揚を、道、市町村及び国が粘り強く進めてきており、人権侵犯事件数は、平成30年実績で、北海道では10万人当たり12.6件となり、全国の平均値を下回る結果となった。	
人権が尊重された社会づくりの進展状況を測る。	根拠計画		政策体系	増減方向	達成率の算式		目標値	100	100	100		
	北海道総合計画		1(5)C	減少	$(\text{目標値} \div \text{実績値}) \times 100$ ※実績値は、(北海道値/全国平均値) × 100		実績値	84	-	84		
							達成率	119.0%	-	119.0%		

● 本施策に成果指標を設定できない理由	● 達成度合について					
	達成度合	A	B	C	D	-
	直近の成果指標の達成率	100%以上	90%以上 100%未満	80%以上 90%未満	80%未満	算定不可

# 令和元年度 基本評価調書

施策名	人権が尊重される社会の実現	施策コード	03 — 08
-----	---------------	-------	---------

## Plan (目標管理型行政運営システム実施要領別紙様式1)

### 4 事務事業の設定

整理番号	政策体系	事務事業名	事務事業概要	課・局 室名	前年度からの繰越事業費(千円)	令和元年度					フルコスト(千円)
						事業費(千円)	執行体制				
							うち一般財源	本庁	出先機関		
0611	1(5)C	地域人権啓発活動活性化事業費	人権の尊重とその擁護等に関する普及啓発業務	道民生活課		20,381	0	0.6	0.1	0.7	25,960
0612	1(5)C	人権施策の総合調整及び推進に関する内部調整事務	庁内各部との調整、人権啓発推進本部等の内部調整事務	道民生活課		0	0	0.2	0.0	0.2	1,594
0613	1(5)C	更生保護事業に関する対外的調整事務	再犯防止推進計画策定に向けた検討、社会貢献賞、啓発パネル展等の実施、社会を明るくする運動の団体との対外的調整事務(表彰、啓発など含む)	道民生活課		12,856	0	1.0	0.1	1.1	21,623
計					0	33,237	0	1.8	0.2	2.0	

令和元年度 基本評価調書

施策名	人権が尊重される社会の実現	施策コード	03 - 08
-----	---------------	-------	---------

Do & Check 施策評価 一次政策評価結果(各部局等による評価)

5 一次政策評価結果と翌年度に向けた対応方針等

(1)成果指標の分析

政策体系	達成度合の集計					判定	成果指標の分析
	A 100%以上	B 90%以上 100%未満	C 80%以上 90%未満	D 80%未満	- 算定不可		
1(5)C	1					A・B指標のみ	<人権侵犯事件数(人口10万人あたり)の全国平均値比較(暦年)【A】>人権啓発活動地方委託事業により、道、市町村がそれぞれの地域や様々な分野で人権啓発に取り組んでおり、人権尊重の意識が浸透してきている。
						-	
						-	
						-	
						-	
						-	
計	1	0	0	0	0	A・B指標のみ	

(2)取組の分析

基準1 (施策の推進に当たり対応すべきもの)		対応している (○あり→対応している)	対応しているとする理由
1	計画した取組を着実に進め、かつ社会情勢や道民の要請等を踏まえた課題等に対応しているか	○	人権啓発活動地方委託事業の実施、北海道人権施策推進本部幹事会の開催、更生保護事業に関する啓発活動等、人権尊重の理解を深めるため広範囲にわたる取組みを推進していることが認められる。
基準2～4 (施策の推進に当たり取組が認められる)		取組がある (○あり→取組がある)	取組があるとする理由
2	施策の推進に当たり、国等に要望・提案を行い、実現に向けて進捗しているか	-	
3	道民からのニーズを的確に把握し、施策推進に役立っているか	○	人権意識の向上、理解を深めるための各種事業において、アンケート調査を実施し、ニーズの把握に努めており、次年度の事業の企画、立案に生かすなど、効果的な施策の推進に役立っている。
4	施策の推進に当たり、他の施策・部局との連携による成果を確認できるか	○	北海道人権施策推進本部幹事会の開催や人権啓発活動地方委託事業における道関係部の事業実施に係る調整などを通じた連携した成果が確認できる。
	施策の推進に当たり、地域・民間との連携・協働による成果を確認できるか	○	各法務局毎に設置されている人権ネットワーク協議会における法務局や各市町村との情報交換等を通じた連携した成果が確認できる。
<b>判 定</b> (基準1が「○」で、かつ基準2～4のうち1つ以上に「○」がある→a、それ以外→b)			<b>a</b>

**(3)総合評価と対応方針等**

成果指標の分析	取組の分析	総合評価
判定(計)	判定	
A・B指標のみ	a	概ね順調に展開

対応方針			関連する事務事業			関連する計画等		
対応方針番号	政策体系	内容	方向性	事務事業整理番号	事務事業名	北海道創生総合戦略	北海道強靱化計画	知事公約
①	1(5)C	○再犯防止法に基づく地方再犯防止推進計画については、今後、再犯防止推進法及び国の再犯防止推進計画を踏まえ、高等検察庁、矯正管区、地方更生保護委員会などの刑事司法関係機関及び市町村、関係団体や庁内関係部局と連携して検討作業を進める。						

**前年度付加意見への対応状況(事務事業)**

事務事業整理番号	事務事業名	前年度付加意見	各部署の対応(評価時点)

Action 施策・事務事業評価

7 評価結果の反映

(1) 一次評価結果への対応

対応方針 番号	対応	事務事業
①	<新たな取組等> ○国のモデル事業を活用し、住民の意識啓発や市町村への情報提供、犯罪をした者の更生を支える保護司への側面支援などを実施するほか、それらの結果等を踏まえ地方再犯防止推進計画について検討作業を進めていく。	

(2) 二次評価結果への対応(付加意見への対応状況)

(3) 事務事業への反映状況

方向性	拡充	改善	縮小	統合	廃止	終了	合計
反映結果							0

次年度新規事業 (予定)
0

整理番号	事務事業名	一次政策評価に おける方向性(再掲)	次年度の方向性 (反映結果)